

鶴見区地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会が設置する鶴見区地域包括支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者等からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防の効果を最大に発揮し、利用者の生活機能の改善を実現に向けた適切なサービスを選択できるよう目標指向型の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事を目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行うと共に、地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営にあたっては、大阪市、地域包括支援センターの総合相談窓口、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

5 前4項のほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省第37号。以下指定介護予防支援等基準）」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 指定介護予防支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鶴見区地域包括支援センター
- (2) 所在地 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、担当職員と兼務）

事業所における従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 担当職員4名以上（常勤職員、うち1名管理者と兼務）

従業者は、指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置し、利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外においても緊急事態に際しては対応可能な体制を確保する。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も位置づけるように努める。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、指定介護予防支援等基準第12条に基づき適正に実施する。
- (7) 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
- (8) 前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の居宅等を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、これに要した交通費の実費支払いを受ける。ただし、この場合、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、内容について説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は大阪市鶴見区内の茨田・茨田南・茨田東・茨田北・焼野地域とする。ただし、利用者の緊急、臨時等の状況が認められる場合はこの限りではない。

(業務継続計画の策定等)

第8条 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する定期的な研修等の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(衛生管理等)

第9条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修等の実施

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定介護予防支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、その運営については、区内の住民に開かれたものを目指すため、必要に応じて運営に関する意見等を受け入れる方策を講ずるものとする。

- 2 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するとともに、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設ける。
- 3 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も同様とする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(付則)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。